

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第36号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和51年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認書類)</p> <p>第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める書類（以下「本人確認書類」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1号の公用旅券及び第2号の一般旅券並びに出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）<u>第2条第5号の旅券</u> (2)から(7)まで <省略></p> <p>2 前項第1号から第6号までに定める本人確認書類が発行後10年を経過しているときは、次に掲げるいずれかの書類を併せて提示させるものとする。</p> <p>(1) <u>共済組合資格確認書</u>、<u>健康保険資格確認書</u>、<u>国民健康保険資格確認書</u>、<u>船員保険資格確認書等</u> (2)から(5)まで <省略></p>	<p>(本人確認書類)</p> <p>第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める書類（以下「本人確認書類」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1号の公用旅券及び第2号の一般旅券並びに出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）<u>第2条第1項第5号の旅券</u> (2)から(7)まで <省略></p> <p>2 前項第1号から第6号までに定める本人確認書類が発行後10年を経過しているときは、次に掲げるいずれかの書類を併せて提示させるものとする。</p> <p>(1) <u>共済組合員証</u>、<u>健康保険被保険者証</u>、<u>国民健康保険被保険者証</u>、<u>船員保険被保険者証等</u> (2)から(5)まで <省略></p>

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。